

【事例5】 ウイルス対策をうたう商品に注意

<相談内容>

- ① 量販店で「空間除菌、ウイルスをシャットアウトする」と表示された首掛け式の空間除菌用品を見つけた。新型コロナウイルス対策として700円で購入した。成分は亜鉛酸ナトリウム（※1）だというのが、どの程度の効果があるのか知りたい。
(60歳代 女性)

- ② 新型コロナウイルス対策としてインターネット通販で除菌ジェルを購入したが、エタノール濃度が表示より低い商品があると報道で知った。私が買った商品は「エタノール濃度60%」と表示されているが、本当だろうかと心配である。
(40歳代 男性)

<助言>

事例①の相談対応としては、都道府県センターの技術担当に問い合わせ「亜鉛酸ナトリウムは酸化作用、除菌作用があり、直接ウイルスに働く拭き取り用としては一定の効果がある」「空間除菌に関しては、効果が無いとまでは言えないが限定的だろう」との助言を受け相談者に伝え、消費者庁の消費者向け注意喚起のニュースリリース（※2）について情報提供しました。

事例②については、特定業者や商品に関する信用性については答えられないと説明した上で、厚生労働省の手指消毒用エタノールの濃度に関する事務連絡（※3）に60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられるとの報告等がある等の内容があると情報提供し、参照するよう案内しました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、除菌や消毒効果をうたうような商品が店頭やインターネット通販で多数販売されています。中には消費者のウイルスへの不安に訴えかける、高い効能効果をうたう商品も見られますが、効果が確認できないものもありました。

消費者庁はこの1年間で複数回にわたり、ニュースリリース等で事業者に対する改善要望等（表示の合理的な根拠を示すように等）を、消費者には注意喚起を行ってきました。消費者庁から「景品表示法に基づく措置命令（優良誤認表示）」を受けた業者、商品もあります。事例①の商品は「合理的根拠の裏付けがない」として消費者庁の措置命令を受けました。

いままで経験したことのない新型コロナウイルスの感染拡大、事態の長期化から、消費者が不安を抱え、このような商品に強く惹きつけられるのはやむを

得ないことです。しかし、中には裏付けとなる合理的根拠がないまま、効果効果をうたった商品も存在します。

除菌や消毒をうたう商品の購入や使用の際は、成分は何か、使用してよい場所はどこか等、広告や表示をよく確認しましょう。日頃から行政が発表する注意喚起等で情報収集を行うようにしましょう。

※1 亜塩酸ナトリウムは、殺菌、漂白に効果を発揮する。次亜塩素酸ナトリウムも殺菌、漂白効果があり、物質が不安定なため水溶液として貯蔵、使用される。

※2 令和2年3月10日 消費者庁ニュースリリース

「新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する改善要請及び一般消費者への注意喚起について（ネット広告に関するもの）」

※3 令和2年4月22日 厚生労働省 医政局経済課他 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」

（参考）国民生活センター

① 「除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？－新型コロナウイルスに関連して－」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200515_2.html

② 物のウイルス対策等をうたう「次亜塩素酸水」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201224_1.html